

公益社団法人 ア・ドリーム ア・デイ IN TOKYO

倫理規程

公益社団法人 ア・ドリーム ア・デイ IN TOKYO（以下、「当法人」という。）は、その設立の趣旨に基づき、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会的課題の解決を図ることを目的として、一貫した事業活動を行ってきた。特に、新しい公益法人制度の発足に伴い、民間公益活動という市民活力の担い手として公益法人の役割は、国内はもとより国際的にも益々重要性を増してきており、当法人もこの時代の要請に積極的に応えていかなければならない。

このような認識のもと、当法人は、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主的な行動規範として、以下の倫理規定を制定し、その遵守と実践を行うものである。

当法人のすべての社員並びに役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規定の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう、不断の努力と自己規律に努めなければならない。

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 当法人は、その設立目的に従い、社会の諸課題の解決等、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第2条 当法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第3条 当法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

（法令等の遵守）

第4条 当法人は、関連法令、及び当法人の定款、倫理規程、その他の規程等を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 当法人の役職員は、宗教団体、政党、特定の公職の候補者、暴力団等に資金が活用されることのないように、細心の注意を払わなければならない。

3 当法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

4 当法人の役職員は、不正若しくは不適切な行為又はその恐れがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第5条 当法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第6条 当法人は、利益相反を防止するため、役職員の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開規程に基づき情報を公開しなければならない。

2 当法人は、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。

3 当法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第7条 当法人の役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 当法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第9条 当法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第10条 当法人の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第11条 当法人は、必要あるときは理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、令和2年5月10日から施行する。(令和2年5月10日理事会決議)
- 2 この規程は、令和4年度7月16日から改正施行する。(令和4年7月16日理事会決議)